

排出基準に適合しない使用過程車の使用可能最終日の一覧表

特定貨物自動車の種別	初度登録年月日別	使用可能最終日
普通貨物自動車	平成元年9月30日以前	平成15年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	平成元年10月1日～平成5年9月30日	平成16年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	平成5年10月1日～平成8年9月30日	平成17年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	平成8年10月1日～平成14年9月30日	初度登録日から起算して9年間の末日当たる日以降の検査証の有効期間満了日
小型貨物自動車	平成2年9月30日以前	平成15年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	平成2年10月1日～平成6年9月30日	平成16年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	平成6年10月1日～平成9年9月30日	平成17年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	平成9年10月1日～平成14年9月30日	初度登録日から起算して8年間の末日当たる日以降の検査証の有効期間満了日
大型バス (定員30人以上)	昭和61年9月30日以前	平成15年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	昭和61年10月1日～平成2年9月30日	平成16年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	平成2年10月1日～平成5年9月30日	平成17年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	平成5年10月1日～平成14年9月30日	初度登録日から起算して12年間の末日当たる日以降の検査証の有効期間満了日
マイクロバス (定員11人以上30人未満)	昭和63年9月30日以前	平成15年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	平成63年10月1日～平成4年9月30日	平成16年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
特種自動車 (車検期間が1年のもの)	平成4年10月1日～平成7年9月30日	平成17年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	平成7年10月1日～平成14年9月30日	初度登録日から起算して10年間の末日当たる日以降の検査証の有効期間満了日
特種自動車 (車検期間が2年のもの)	昭和63年9月30日以前	平成15年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	昭和63年10月1日～平成4年9月30日	平成16年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	平成4年10月1日～平成7年9月30日	平成17年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	平成7年10月1日～平成14年9月30日	初度登録日から起算して10年間の末日当たる日以降の検査証の有効期間満了日
ディーゼル乗用車 (車検期間が1年のもの)	平成元年9月30日以前	平成15年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	平成元年10月1日～平成5年9月30日	平成16年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	平成5年10月1日～平成8年9月30日	平成17年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	平成8年10月1日～平成14年9月30日	初度登録日から起算して9年間の末日当たる日以降の検査証の有効期間満了日
ディーゼル乗用車 (車検期間が2年のもの)	平成7年9月30日以前	平成16年9月30日以降の検査証の有効期間満了日
	平成7年10月1日～平成14年9月30日	初度登録日から起算して9年間の末日当たる日以降の検査証の有効期間満了日

()平成14年9月30日現在において、検査証の有効期間の残余期間が1年を超える自動車にあつては、「平成15年9月30日」を「平成16年9月30日」と読み替える。